

## 電気通信大学100周年キャンパス展示・交流スペース使用細則

平成29年 3月22日

改正

平成30年12月27日

(趣旨)

第1条 この細則は、電気通信大学100周年キャンパス基本規程(以下「規程」という。)

第5条第1項に基づき、電気通信大学100周年キャンパス展示・交流スペース(以下「展示スペース」という。)を使用した展示物の出展(以下「展示」という。)及び展示スペースの占有使用(以下「占有使用」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理・運営の委託)

第2条 展示スペースの管理・運営は、規程第3条に定める事業者(以下「事業者」という。)が行うものとする。

(使用資格者)

第3条 展示及び占有使用を行うことができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学の役員、職員、学生及び卒業生
- (2) 規程第4条第1号から第4号に定める各施設の使用者
- (3) その他学長が特に認めた者

(用途)

第4条 展示及び占有使用の目的は、規程第2条に定める100周年キャンパスの目的に合致するものでなければならない。

(開放時間)

第5条 展示スペースを開放する時間帯は、原則として午前8時30分から午後5時00分までとする。

2 年末年始その他施設管理上事業者が別に定める日は開放を行わない。

(使用申請)

第6条 展示を希望する者(以下「展示者」という。)及び占有使用を希望する者は、別に定めるところにより、事前に使用申請を行うものとする。

(使用上の注意)

第7条 展示及び占有使用にあたっては、別に定める使用上の注意事項等を厳守するものとする。

(管理責任)

第8条 展示物の管理責任は展示者が負うものとする。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、展示及び占有使用に関し必要な事項は、本学及び事業者間で協議の上、別に定める。

附 則

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 30 年 12 月 27 日から施行する。